

秋田県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

第1 目的

本要綱は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、農業経営改善促進資金制度の実施に必要な事項を定める。

第2 農業経営改善促進資金制度のしくみ

農業経営改善促進資金は、実施要綱第6の2の(2)の規定により資金の預託を行う秋田県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対して当該預託に必要な資金に充てる資金（以下「秋田県低利預託基金」という。）を民間金融機関からの借入及び県からの貸付により造成し、農協系統資金等民間資金の協調融資により、効率的・安定的な経営を目指す農業者の必要とする運転資金を低利で、かつ、円滑に融通するものとする。

第3 農業経営改善促進資金の内容

貸付対象者、資金使途、貸付方法、利用期間、極度額、貸付利率、償還期限、及び農業経営改善計画終了時の取り扱いは、実施要綱第4の規定によるものとする。

第4 借入手続

- 1 借入手続きは、実施要綱第5の規定によるが、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合は、取扱融資機関は前以て基金協会に審査に必要な書類の写しを提出するものとする。
- 2 借入手続きに必要な利用申込書、貸付予定限度額を記載した意見書、承諾の通知の様式、当座貸越取引約定書等については、県と融資機関が協議し、融資機関が定めるものとする。

第5 秋田県低利預託基金の造成

- 1 県は、農業経営改善促進資金制度を実施するための、秋田県低利預託基金の造成に要する資金の一部を、毎年度予算の範囲内において、基金協会に貸付けるものとする。
- 2 基金協会は、貸付を受けようとするときは、様式第6号の「貸付金申込書」により知事に申し込むものとする。
- 3 知事は、前項の申し込みがあったときは当該申し込みに係る各事項を審査し、貸付決定したときは、様式第7号の「貸付決定通知書」により通知するものとする。

- 4 前項の通知を受けた基金協会は、貸付を受け、貸付金を受領しようとするときは、借用契約書により契約を締結しなければならない。
- 5 貸付利率は無利子とする。
- 6 貸付期間は、当該年度の4月1日からその年度の末日までとする。
- 7 基金協会は、県からの貸付金と、民間金融機関からの借入金により秋田県低利預託基金を造成し、実施要綱第6の2の(2)の規定により第7の1の融資機関に預託するものとする。

第6 貸付予定目標額

- 1 県は、毎年度、融資機関から提出のあった融資機関貸付予定目標額、県の低利預託基金の造成見込み、及び貸付実績等を基礎として貸付予定目標額を策定し、「貸付目標額協議書」により国と協議するものとする。
- 2 県は、国からの貸付目標額の内示があったときは、融資機関別の貸付目標額を関係機関と協議し決定する。
- 3 県は、2で決定した貸付目標額及びこれに対応する実施要綱第6の2の(2)の②の預託額を決定し、様式第2号により基金協会に、様式第3号により融資機関に通知するとともに様式第4号により東北農政局に報告するものとする。

第7 取扱融資機関

- 1 農業経営改善促進資金の融資機関は、実施要綱第6の2の(3)の①に規定する金融機関とする。
- 2 農業経営改善促進資金の取扱いを希望する融資機関は、様式第5号により県にその旨の届出を行い、基金協会との間に農業経営改善促進資金供給に関する基本契約を締結した後に、様式第1号「農業経営改善促進資金の貸付予定目標額」により10月末日までに所管の地域振興局に提出するものとする。
- 3 融資機関は実施要綱第4に規定するところに従い農業経営改善促進資金を貸付けるものとするが、この資金を借り入れした農業者等の経営改善が確実に行われるよう簿記等の記帳、及び農業経営の改善等に指導、助言を行うものとする。
- 4 融資機関は、農業経営改善促進資金の貸付に当たっては、実施要綱第7の規定により本来の目的に添うように適正に運用、管理に努めるものとする。
- 5 農業経営改善促進資金制度の融資機関からの貸出利率は、実施要綱第4の5の(1)および(4)の経営局長からの通達によるが、手形貸付及び証書貸付にあつてはこの利率を、当座貸越を行う場合には、この利率に0.5を加えた利率を最高限度とする。
- 6 金融機関は、農業経営改善促進資金の融通に当たって、要綱、要領等を定めるとき、または改正しようとするときは、県と協議するものとする。

第8 報告及び調査

実施要綱第9の各報告のほか、県は随時この資金制度の運用について融資機関及び基金協会に対し必要な報告を求め、調査することができるものとする。

第9 その他

本要綱に定めるもののほか、必要な事項については、県、基金協会及び融資機関と協議して別途定めるものとする。

(附則)

この要綱は平成6年10月18日から施行する。

(附則)

この要綱は平成12年6月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成14年7月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成23年9月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成27年9月16日から施行する。

(附則)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

番 号
年 月 日

秋田県知事

融資機関名
代表者

年度農業経営改善促進資金の貸付予定目標額について

年度における農業経営改善促進資金の貸付予定目標額について、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（1）の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

貸付予定目標額（見込年間平均残高）

百万円

（参考）見込年間平均残高の積算根拠

（単位：百万円、人）

	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月 末 見込残高												
取 引 契 約 者 数												
極度額等 の合計額												

注：取引契約者数及び極度額等の合計額は、それぞれ各月末の見込みを記入。

様式第2号

番 号
年 月 日

秋田県農業信用基金協会

会長理事

様

秋田県農林水産部長

年度農業経営改善促進資金の融資機関別の貸付目標額
及び低利預託基金預託額について

年度における農業経営改善促進資金の融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金預託額について、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（5）に基づき、下記のとおり通知する。

記

区分 融資機関名	貸付目標額 (年間平均残高)	低利預託基金預託額	
			都道府県低利 預託基金分
	千円	千円	千円
計			

(参考) 秋田県低利預託基金造成計画

出捐の形態	基金造成額	出捐の期間	
		年 月 日～	年 月 日
合計			

(注) 都道府県以外の機関の出資がある場合は、その機関名を「出捐の形態」欄に（ ）で記入すること。

様式第3号

番 号
年 月 日

融資機関名

代表者

様

秋田県農林水産部長

年度農業経営改善促進資金の貸付目標額及び
低利預託基金預託額について

年度における農業経営改善促進資金の貴機関の貸付目標額及び低利預託基金預託額について、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（5）の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 貸付目標額（年間平均残高） | 千 円 |
| 2. 低利預託基金預託額 | 千 円 |

東北農政局長

様

秋田県知事

年度農業経営改善促進資金の融資機関別の貸付目標額
及び低利預託基金預託額について

農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（5）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区分 融資機関名	貸付目標額 (年間平均残高) 千円	低利預託基金預託額	
		千円	都道府県低利 預託基金分
計			千円

様式第5号

番 号
年 月 日

秋田県知事

融資機関名
代 表 者

農業経営改善促進資金融通事業の取扱いに係る届け出
について

農業経営改善促進資金融通事業の取扱いについて、農業経営改善促進資金融通事業
実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）
第6の2（3）の②に基づき、届け出します。

貸付金申込書

年 月 日

秋田県知事

秋田県農業信用基金協会
会長理事

秋田県農業経営改善促進資金低利預託金貸付金の貸付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

区 分	摘 要
借入金額	金 円也
借入金の目的	農業経営改善促進資金低利預託基金として
借入金の運用計画	別紙事業計画書のとおり
利 率	無利子
償 還 方 法	一時償還
借 入 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
担 保	免除
添 付 書 類	業務報告書

様式第7号

指令番号

年 月 日

秋田県農業信用基金協会

会長理事

様

秋田県知事

年4月1日申込の貸付金については、秋田県財務規則第237条の規定により、年度において次のように貸付する。

区 分	摘 要			
貸付資金名	農業経営改善促進資金預託金貸付金			
貸付年月日	年 月 日			
貸付金の種類 及び金額	種 類	農業経営改善促進資金 預託金貸付事業貸付金	金 額	円
利 率	無利子			
償 還 方 法	年 賦	半年賦	月 賦	一時償還
償 還 期 限	年 月 日			
貸付の条件	1 この貸付金は、農業経営改善促進資金貸付事業の低利預託基金とすること。 2 この貸付金の運用についての一切の損害は、借入者の負担とすること。			